

はじめに

現庁舎は、建物・設備の老朽化や耐震強度不足の課題を抱え、また、近年の全国的な地震・水害等による被害状況を受け、防災機能や市民生活に直結する行政機能の確保が重要であることを改めて認識しました。

このことから、安心して利用できる新庁舎整備に向けて、市民の皆さんにもご参加いただき「稚内市庁舎建設検討委員会」を設置し議論を重ね、令和2年10月に「稚内市庁舎建設基本構想」を策定しました。

このたび、基本構想で掲げた基本的な考え方に基づき、具体的な導入機能や施設規模、建設位置など、基本的な整備方針について示した「稚内市庁舎建設基本計画（案）」をまとめましたので、その概要版をお示しします。この基本計画をもとに、基本設計、実施設計を具体的に検討してまいります。

基本構想の検討経緯

■更新手法と整備地区

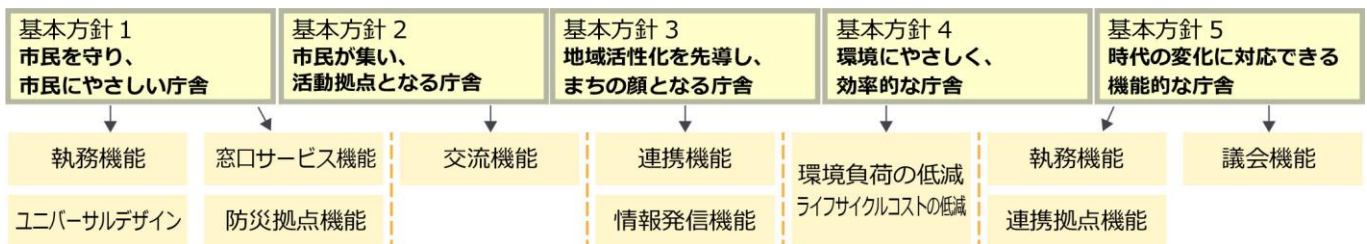
現庁舎の課題対応や庁舎に求められる機能・役割、更新コストなどから、更新手法は「建て替え」、交通アクセス性や事業所の集積度などから、整備地区は「中央地区」としました。

■建設候補地

「まちづくり」「公共・公益機能」「防災」「アクセス性」「事業の実現性」を総合的に判断し、新庁舎の建設候補地は「現庁舎周辺」が適していると考えています。

新庁舎導入機能

新庁舎に導入する具体的な機能を基本構想で定めた基本方針から次のように設定しました。



■執務機能

（1）執務室

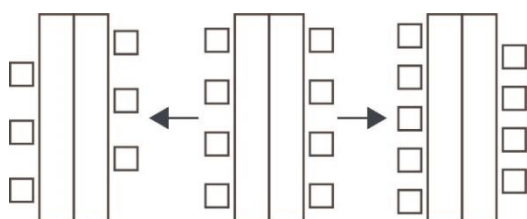
- ・執務室はオープンスペースを基本とします。
- ・机の配置は効率的な職場配置を可能とするユニバーサルレイアウトを導入します。

（2）会議室、相談室、打合せスペース

- ・会議室は会議形態等に合わせ、柔軟に利用できる設計とします。
- ・相談室はプライバシーにも配慮しながら効率的な配置とします。

（3）資料保管スペース、書庫

- ・資料保管スペースや書庫は、ペーパーレス化の状況に応じて効率的な配置とします。



ユニバーサルレイアウトの机利用イメージ
(職員数の変動や感染症対策に対応)

■窓口サービス機能

（1）窓口および各部署の配置

- ・市民の利用頻度の高い窓口・部署をできるだけ低層階に集中させ、関連部署を近接させるなど利便性の高い配置とします。

（2）ワンフロアサービス、ワンストップサービス

- ・窓口機能は、市民の利便性向上を目指し、ワンフロアサービスを基本とします。

（3）窓口カウンター

- ・窓口カウンターは椅子式を基本とし、プライバシーを確保するため、視線に配慮したカウンター等を整備します。
- ・簡易な手続きは、身近な公共施設で行えるよう検討を進めます。



プライバシーに配慮した窓口

新庁舎導入機能

■ユニバーサルデザイン

（1）案内機能

- ・誰もがわかりやすい総合案内表示とします。
- ・窓口表示は、大きさ、配色、番号表示など、誰でも認識しやすいデザインを採用します。

（2）移動空間

- ・出入口や通路の段差をなくし、車いすやベビーカー利用者が余裕をもって通れる通路幅を確保します。

（3）トイレ、キッズスペース

- ・子どもと来庁しても安心して利用できるよう、キッズスペース、授乳室、オムツ替えスペースを配置します。
- ・車いすやオストメイトなどに対応した多目的トイレを設置します。



色分けされた窓口表示



ゆとりのある通路幅

■防災拠点機能

（1）耐震性能

- ・災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。
- ・構造方式および構造種別は、メリット・デメリットを比較検討した上で決定します。

（2）ライフラインの確保

- ・電気室や機械室、サーバー室等は、浸水・土砂流入対策のため2階以上の上層階へ設置します。
- ・非常時の対応として、最低限「72時間」のバックアップ機能を確保します。

（3）災害対策本部機能の整備

- ・情報収集や、情報に基づく判断及び決定を迅速かつ適切に行うため、災害対策の各班が一同に作業できるスペースの確保について検討します。
- ・災害対策本部会議室の設備は、非常用発電装置による電源の確保、電話回線などの通信手段、対策の指揮伝達や円滑な情報共有、また、市民への情報提供に必要な情報通信機器等の充実を図ります。

（4）備蓄品の確保

- ・災害時の一次避難者や支援者、職員へ供給する3日分の食料品や、災害用毛布などの非常時用備蓄品を保管します。

■交流機能

市民が気軽に訪れて集える場所として、市民活動を支援し、交流や集いを創出する、まちづくりの拠点として活用できる雰囲気づくりを目指します。

（1）市民利用スペース

- ・市民が気軽に休憩や待ち合わせなどに利用できる市民利用スペースの設置を検討します。
- ・市民利用スペースは、市民の作品を展示する場や、障がい者の就労支援施設等による販売スペースなど、様々な市民活動に対応できるスペースとしても検討します。
- ・一時的に市民が多く集まる期日前投票や確定申告などの際には、市民利用スペースも活用しながらスペースの有効活用を図ります。

（2）その他

- ・市民の利便性向上のため、無料公衆無線 LAN、自動販売機コーナー、ATMコーナー、売店等の設置を検討します。
- ・緊急時にも有効活用可能な緑地や広場を確保します。
- ・来庁者が稚内の豊かな自然や風景を眺望でき、また、一時的な避難場所としても活用できる展望スペースについて検討します。



展示などができる市民利用スペース



一時避難場所としても活用できる展望デッキ

■情報発信機能

- ・大型モニターやデジタルサイネージといった情報発信機器を導入し、市政情報や防災情報、観光案内などの情報発信機能の充実を図ります。
- ・多言語による案内や、障がいのある方にも配慮した情報発信の方法も検討します。
- ・各種情報コーナーとしてイベントのパネル展示や、パンフレットの設置コーナー、まちの文化・歴史等を紹介するコーナーの設置を検討します。



防災情報の発信



デジタルサイネージ

新庁舎導入機能

■連携機能

- ・地域活性化のためには、新庁舎、稚内総合文化センター、市立稚内病院とで形成する1つの拠点と、すでに1つの拠点となっているキタカラとを連携させ、拠点間に人の流れを創出することが求められています。
- ・各拠点で機能を補完し合い、まち全体で市民の利便性向上や地域活性化を推進することが重要です。
- ・令和3年度からは都市機能や居住機能の誘導などを盛り込んだ立地適正化計画の策定作業を予定し、20年後を見通したまちづくりを目指します。
- ・施設間の連携に加え、人と人とを連携させる仕組みを検討し、地域活性化を先導する庁舎を目指します。



中央地区のグランドデザイン

■環境負荷の低減、ライフサイクルコスト低減

(1) 環境負荷の低減

- ・空調・照明などにおける高効率機器の採用や高い断熱性を有する外壁の採用、自然通風・再生可能エネルギー等の自然エネルギーを最大限に活用し、省エネルギー性能と快適性を両立した環境配慮型の庁舎を目指します。
- ・電力については、現在設立を検討している「地域エネルギー会社」による再エネ比率の高い電力の調達を進めるほか、市が所有する風力発電設備の電力を有効に活用するなど、エネルギーの地産地消を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

(2) ライフサイクルコストの低減

- ・建築物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコストの低減に考慮した庁舎を目指します。
- ・改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、将来の行政需要や社会環境の変化に対応できるフレキシビリティの高い構造・設備とします。
- ・長期的な経済性を確保しつつ、維持管理が効率的かつ安全に行うことができるよう、耐久性の確保や保全性に配慮します。

■議会機能

(1) 議場

- ・議場の席配置や床形式は、議会閉会中に議場等を有効活用できるようにすることや、本会議と各種委員会における会議場所の配置や併用等も踏まえ、検討します。

(2) 傍聴席

- ・市民にとって傍聴しやすい環境づくりや、議会中継に適した構造とします。

(3) 議会関連諸室

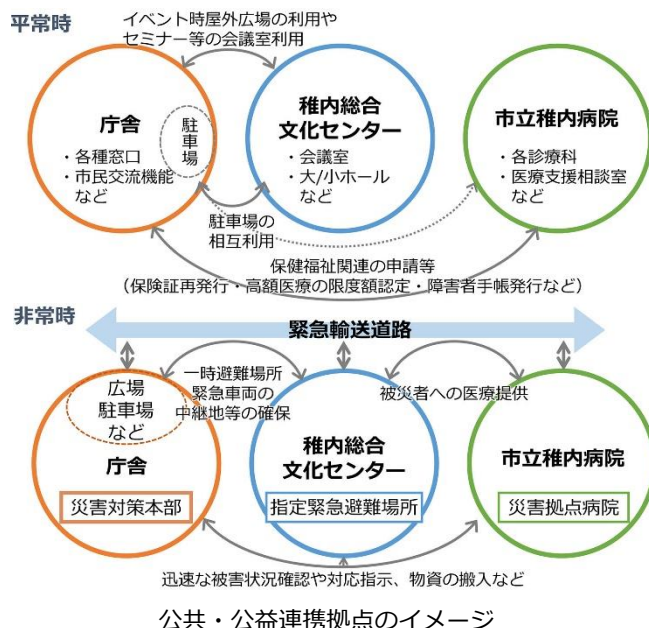
- ・議員控室は、会派構成の変化に対応できる設えとします。
- ・委員会室は、移動間仕切りで区分して利用できる構造とし、多目的な活用を検討します。



自由度を高める可動式の机・椅子、フラット床

■連携拠点機能

- ・新庁舎は周辺施設と公共・公益機能の連携拠点を形成し、市民活動や市民交流の場を充実させるとともに、行政・保健福祉手続きの集約により市民の利便性を向上させます。
- ・災害時においては情報・物資・人材等の共有・連携により、迅速かつ的確な対応が可能になります。
- ・広場や駐車場は、平常時にはイベント会場として、災害時には屋外の一時避難場所や緊急車両の待機スペースなどとして有効活用を図ります。



新庁舎の施設計画

■施設規模

(1) 想定職員数

市民の利便性向上のために、現在の稚内保健福祉センターの一部機能を新庁舎へ移転することを検討しており、新庁舎での正職員数は、基本構想で示している 276 人を想定します。

(2) 想定延床面積の算定

行政事務機能は執務室の省スペース化を進める一方、分散する窓口業務を集約することを想定し、現在の行政事務機能として使用している面積を超えない範囲で必要な算定します。

議会の議員数は、「稚内市議会議員定数条例」で定める 18 人とします。議長・副議長室、議会応接室、議会図書室は、今後必要な面積を算定します。

新庁舎整備にあたり、新たな機能として『市民活動機能（市民利用スペース）』や『防災機能』を導入する必要な面積を今後算定します。

区 分	現状面積	延床面積
①行政事務機能	6,100 m ²	基本設計の中で最終的な面積を算定します
②議会機能	838 m ²	
③市民活動機能・防災機能	—	
合 計	6,938 m ²	約 7,000 m ²

新庁舎の延床面積は
約 7,000 m²を想定します

■建設位置

(1) 検討経過

令和元年 11 月に稚内市庁舎建設検討委員会を設置した後、基本構想の策定作業を開始し、検討委員会での議論を中心にしながら、市民説明会、パブリックコメント、市民アンケート等で市民の皆さんの意見を踏まえ、検討を進めてきました。

基本構想においては、「まちづくり」「公共・公益機能」「防災」「アクセス性」「事業の実現性」の評価視点から総合的に判断し、建設候補地を「現庁舎周辺」としたところです。

基本構想でも示している「中央地区のランドデザイン」をもとに、現庁舎周辺での建設位置について検討を進め、「マチ」と「みなと」の一体化による都市軸（駅前通り）の形成や、「キタカラ」と「新庁舎を中心とした公共・公益機能の連携拠点」の 2 つの拠点間に新たな人の流れを創出させ、中心市街地に波及、連鎖させることや、民間投資を誘発することを目指す建設位置として、「郵便局横敷地」が望ましいと考えています。

(2) 建設敷地の詳細

郵便局横敷地は民有地であり、現在、住宅、店舗、駐車場として利用されています。道路を挟んだ北側には稚内郵便局があり、キタカラに続く都市軸（駅前通り）に面しています。

■階構成・ゾーニング

- ・低層階には市民利用の多い部署を配置します。
- ・業務効率や災害時の対応に配慮して部署を配置します。
- ・議会機能は独立性を考慮して配置します。
- ・機械室や電気室は、土砂災害や浸水へのリスクを考慮して配置します。

郵便局横敷地	
項 目	説 明
①まちづくり	・新庁舎が都市軸(駅前通り)に面することで、キタカラとの拠点間で新たな人の流れを創出させ、中心市街地へ波及、連鎖させることを目指すとともに、民間の投資も誘発させていく。
②公共・公益機能	・新庁舎と稚内総合文化センター、市立稚内病院等が連携する公共・公益機能の拠点を形成することができ、現庁舎敷地も活用することで、現状以上の駐車場の確保が可能となり、緑地空間との一体的な整備も可能となる。
③防災	・新庁舎建設敷地及び駐車場敷地が土砂災害警戒区域に含まれるが、建築基準法上、特に建物建設に対する規制はない。
④アクセス性	・公共交通によるアクセス性は高く、駐車場は現庁舎敷地も活用することで、現状以上の台数を確保できる。
⑤事業の実現性	・民有地のため、用地取得に時間を要し、事業スケジュールが長引く可能性がある。 ・用地取得に係る費用が必要となることから、事業費が増額となる。 ・現庁舎や駐車場を現状と同様に運用しながら、建設工事が可能となる。 ・都市計画の用途区域の変更が必要となる。
⑥将来展望	・現庁舎敷地を、今後の公共施設等の建て替え用地として確保可能となる。

事業計画

■発注方式の検討

(1) 発注方式の基本的な考え方

新庁舎建設にあたっては、市庁舎建設に充当可能な地方債である「公共施設等適正管理推進事業債」を活用することを想定しています。その活用要件は「令和2年度の実施設計の着手」となっており、令和2年度中に基本・実施設計を一括で発注する必要があります。

(2) 発注方式の方針

行政主体による発注方式や民間主体による発注方式について検討しましたが、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用や地域経済への波及効果を十分考慮し、発注方式は「設計施工分離発注方式（従来方式）」が望ましいと考えられます。

■概算事業費及び財源の検討

(1) 概算建設工事費の算定

近年の道内の他の庁舎建設事例を参考にすると、建設工事費単価の平均は1㎡当たり59.0万円（税込）となっています。北海道の建設物価動向（建設資材、労務単価）は現在上昇傾向であり、今後も型枠、鉄筋など労働者不足は改善されない状況が続くと考えられることから、上昇傾向で推移すると予想されていますので、建設着工時までには単価上昇率を年5.0%～6.0%程度と見込み、70万円/㎡の建設工事費単価と想定します。

(2) 概算事業費の算定

上記で設定した建設工事費単価に、想定した新庁舎の面積7,000㎡を乗ずると右の通りとなります。

社会情勢の変動により建設費の上昇の可能性もあることから、今後の設計段階においてもさらなる縮減・効率化に努めます。

【概算事業費】（税込）

種 別	金 額	備 考
建設工事費	49.0億円	新庁舎の建設工事費
解体工事費及び外構工事費	6.0億円	既存施設の解体費 駐車場等整備費
その他経費	5.0億円	概算補償費等
合 計	60.0億円	

(3) 概算事業費の財源見通し

新庁舎建設事業の財源は、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用を予定しています。対象事業費の90%まで地方債を充当することができ、その対象事業費のうち75%の元利償還金（利息を含む借金返済額）に対し、30%は国からの地方交付税として財政措置されます。

また、新庁舎に導入を検討している機能に関連した各種補助事業なども引き続き検討していきます。

【財源内訳】（税込）

種 別	金 額	備 考
地 方 債	52.3億円	公共施設等適正管理推進事業債 一般単独事業債
一般財源	7.7億円	
合 計	60.0億円	

■事業スケジュール

新庁舎建設の主な財源として、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用を見込んでいるため、令和2年度中に実施設計の着手を目指します。

今後のスケジュールは、令和2年度に基本設計・実施設計への着手を行い、令和5年度に建設工事に着手し、令和7年度に新庁舎供用開始、令和8年度に新庁舎整備の完了を想定しています。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想・基本計画		→						
基本設計・実施設計			→					
建設工事					→			
解体工事							→	
外構工事								→

今後、具体的な敷地の確定に向けて、土地・建物所有者との権利調整等に期間を要する可能性があり、その場合はスケジュールが長期化することが想定されます。